

# 軽度者に係る(介護予防)福祉用具貸与費の算定について

要介護度が軽度(要支援1・2または要介護1)の人については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」および「自動排せつ処理装置」は、原則として利用することができません。  
 ただし、身体の状態に照らし、「一定の条件」に該当する人については利用することが可能です。

## 確認フローチャート

軽度者(要支援1・2、要介護1の者である)。(自動排せつ処理装置については要介護2・3の者も含む)

はい

要介護認定における調査票の基本調査の直近の結果により、厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる。  
 (例)特殊寝台:日常的に起き上がりが困難な者...1-4(起き上がり)が「3.できない」 ※次頁の「例外給付要件(表)」を参照。

いいえ / 対応する基本調査の結果がない

主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、厚生労働大臣が定める者のイの、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(車いす及び車いす付属品の貸与)及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(移動用リフト(つり具の部分を除く)の貸与)に該当すると判断できる。

いいえ

医師の医学的な所見に基づき、次の①から③までのいずれかに該当すると判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が必要であると判断できる。

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

いいえ

保険給付不可

はい

はい

不可

### 市への確認申請が必要

原則として要介護度等が確定しない状態でも貸与開始前に市へ申請してください。要介護度等が確定後に市が貸与の可否を判断し、「確認通知書」を交付します。  
 ※要介護度等が確定しない状態で福祉用具を貸与し、確定後の要介護度等により市へ申請が必要と判明した場合は、速やかに申請してください。

《申請に必要な書類》

- ① 軽度者に係る(介護予防)福祉用具貸与の算定に関する届出書
- ② 医師の医学的な所見の記録  
 ※主治医意見書、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した支援経過記録(第5表)に記載する医師の所見等
- ③ サービス担当者会議(又は担当者に対する照会等)の記録  
 ※「サービス担当者会議の要点」(第4表)又は「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」等

可

市への確認申請は不要

原則として、貸与開始前にサービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与が必要な理由をサービス計画に記載してください。ケアプランとともに当該プランにかかる調査票と医師の所見が分かる書類とサービス担当者会議の記録を保管してください。

保険給付可能です。  
 必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再びサービス計画に記載してください。

# 例外給付要件

以下の表に該当する人については、対象外種目であっても例外的に保険給付（例外給付）対象となります。市への確認申請は必要ありません。

ケアプランと一緒に当該プランにかかる調査票と医師の所見が分かる書類とサービス担当者会議の記録を一緒に保管してください。

①対象外種目	②例外給付が可能な人		③要介護認定における基本調査の結果 (左記に該当するもの。)
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する人		
		(一)日常的に歩行が困難な人	基本調査1-7「3. できない」
		(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人	—(※)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する人		
		(一)日常的に起きあがり困難な人	基本調査1-4「3. できない」
		(二)日常的に寝返りが困難な人	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な人		基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する人		
		(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある人	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(二)移動において全介助を必要としない人	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ-1 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する人		
		(一)日常的に立ち上がりが困難な人	基本調査1-8「3. できない」
		(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする人	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる人	—(※)	
オ-2 昇降座椅子	次に該当する人		
		(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする人	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する人		
		(一)排便が全介助を必要とする人	基本調査2-6「4. 全介助」
		(二)移乗が全介助を必要とする人	基本調査2-1「4. 全介助」

※ アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる人」及びオ-1の(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる人」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援(介護予防支援)事業者が判断してください。なお、この見直しについては、必要に応じて随時行ってください。

# 届出書の提出にあたっての留意事項①

## (1)届出書提出時の必要書類について

- ① 軽度者に係る(介護予防)福祉用具貸与の算定に関する届出書
- ② 医師の医学的な所見の記録  
…主治医意見書、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した医師の所見を支援経過記録(第5表)に記載したものなど
- ③ サービス担当者会議(又は担当者に対する照会等)の記録  
…「サービス担当者会議の要点」(第4表)又は「サービス担当者に対する照会(依頼内容)」など

## (2)医師の医学的な所見の記録について

- 主治医意見書のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が居宅サービス計画に記載する為に聴取した医師の所見により確認し、居宅サービス計画等に記載した書類を添付しても構いません。また、医師の所見が適切に記載されていれば、様式は問いません。
- 書類には、少なくとも次の事項が記載されていることを確認してください。
  - ・ 原因となる疾病等
  - ・ 例外給付の対象となる状態に該当する旨

(例)特殊寝台の福祉用具貸与を利用しようとする場合

① 原因となる疾病等	② 例外給付の対象となる状態に該当する旨
〇〇を原因として、	状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、[日常的に起き上がり(又は寝返り)が困難]な状態に該当する。
〇〇を原因として、	状態が急速に悪化し、短期間のうちに[日常的に起き上がり(又は寝返り)が困難]な状態に至ることが確実に見込まれる。
〇〇を原因として、	身体への重大な危険性又は症状の重篤化等の恐れがあり、その回避等医学的判断から、[日常的に起き上がり(又は寝返り)が困難]な状態に該当すると判断できる。

※ 単に「〇〇(疾病等の名称)のため□□□□(福祉用具の種類)が必要」といった記載では不十分です。

## (3)サービス担当者会議(又は担当者に対する照会等)の記録について

- 被保険者の状態やサービス担当者の発言等を記載するだけでなく、それらを検討した結果(福祉用具が必要であるという結論に至った旨)を記載してください。
- サービス担当者会議(又は担当者に対する照会等)には、(介護予防)福祉用具貸与事業所の担当者が含まれていることが必要です。

## 届出書の提出にあたっての留意事項②

### (4)届出が必要となる時期

届出書については、原則として要介護度等が確定しない状態でも貸与開始前に市へ申請してください。要介護度等が確定しない状態で福祉用具を貸与し、確定後の要介護度等により市へ申請が必要と判明した場合は、速やかに申請してください。

### (5)居宅介護支援事業所の変更について

市から既に確認通知書の交付を受けている貸与種目については、確認通知書に係る認定有効期間内に限り、再度の確認申請は不要です。事業所間で「軽度者の例外給付による福祉用具貸与を利用している」ことについて情報を共有し、サービスを提供する福祉用具貸与事業所とも連携をとるなど、適切な措置をとってください。

### (6)要介護認定の更新、区分変更をする場合について

- ① 更新、区分変更後に介護度が重くなった場合  
再度の確認申請は不要です。
- ② 更新、区分変更前と介護度が変わらない場合  
再度の確認申請は不要です。
- ③ 更新、区分変更後に介護度が軽くなった場合  
再度の確認申請は必要です。改めて確認フローチャートに沿って判断してください。

### (7)貸与種目を増やす場合について

改めて確認フローチャートに沿って判断し、市への確認申請が必要となる場合には、原則として貸与開始前に申請してください。

### (8)貸与種目を減らす(貸与を中止する)際について

単に貸与種目を減らす(貸与を中止する)場合、市への届け出等は不要です。

ただし、主治医の所見を確認の上、減らして(中止して)ください。

再度貸与が必要となった場合は、改めて確認フローチャートに沿って判断してください。

#### 【担当】

上越市高齢者支援課 賦課給付係  
TEL 025-520-5706  
FAX 025-526-6115